

議案第94号 三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

児童福祉法の一部改正により、地域限定保育士制度の一般制度化及び職員による虐待に関する通報義務等について仕組みが設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

- ①三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ④三田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 関係法令

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

3 改正内容

(1) 放課後児童支援員等の資格について、地域限定保育士の規定を追加する。

【上記1①第10条第3項第1号、②第23条第1項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項、第47条第1項、④第22条第1項】

(2) 児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新たに追加されたことにより、同条を引用し、「第33条の10各号」とあるのを「第33条の10第1項各号」に改める。

【上記1①第12条第1項、②第12条、③第25条、④第13条】

4 施行期日

公布の日